

青森市子ども総合プランについて

1 計画の概要

策定趣旨

急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進するため、新たな「青森市子ども総合計画」を策定。

位置付け

次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画であり、「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画（令和元年度より分野別計画の名称は個別計画に変更）として策定。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」としての位置付けを含む計画とする。

計画期間

平成 28 年度から令和 2 年度まで（5 年間）

2 現計画の取り扱いについて

新たな市総合計画である「青森市総合計画前期基本計画」を策定した（計画期間は令和元年度～令和 5 年度までの 5 年間）ことから、青森市子ども総合プランについて、令和 2 年度までに新たな計画の策定、または、計画期間の延長の検討が必要となる。

計画の名称		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
					R 元	R2	R3	R4	R5
青森市新総合計画後期基本計画（旧）		→							
青森市総合計画前期基本計画（新）					→				
個別 計画	青森市子ども総合プラン	→				3 年間の新計画策定 または 3 年間の期間延長			
	青森市地域福祉計画	→							
	青森市障がい者総合プラン	→							